

相談を終了（打ち切る）ことがあります

- ・センターの助言や願いを聞いていただけない場合
- ・センターで可能な助言や案内をお伝え済みで、相談が実質的に終了している場合
- ・あっせんを継続しても両者の主張が変わらず解決の見込みがない場合
- ・大声や暴言または威圧的な言動により、相談対応が続けられない状況になった場合
- ・その他の迷惑行為により、業務に差し支える場合
- ・相談のやりとりの内容を SNS 等で公表することを前提にしていることがわかった場合